

小砂里山農業体験『棚田オーナークラブ』参加ご利用規約

令和8年4月1日 現在

(規約の同意)

第1条 栃木県那珂川町小砂は雑木林の多い里山の棚田が点在した地域です。、棚田オーナークラブ設立の趣旨や活動の目的を十分ご理解のうえ、本規約に同意し、その運営と実践に積極的、かつ協調的にご協力いただける方に、「小砂里山」の農業体験にご参加いただける方とします。

(名称)

第2条 この制度は、小砂里山農業体験『棚田オーナークラブ』（以下「クラブ」という。）といたします。

(所在地)

第3条 このクラブの事務局は、栃木県那珂川町小砂（棚田オーナークラブ代表）に置きます。

(趣旨)

第4条 小砂里山事務局（以下「事務局」という。）が管理するクラブ専用ほ場（以下「ほ場」という。）は、事務局と契約した方（以下「会員」という。）が農業体験を機械に頼らず楽しく体験していただくことで、食と農に対するご理解と水田の持つ多様な環境機能を地域の皆さんと共に理解していただくことを目的としています。

(会員規定)

第5条 会員の期間は、その年の5月1日に始まり11月30日までとし、原則として、日帰りで田植えと稻刈りをしていただきます。

(1) 会員の送迎は、原則として行いません。

(2) 会員が、ほ場に入る時間は、日の出から日没までといたします。

(3) ほ場に入るには、登録された会員の方に限ります。（登録外のご家族・知り合いを連て来る場合は、イベント参加申し込み時にご連絡願います。）

2 イベント開催以外の日に来村される場合は、事前に事務局へご連絡願います。

(農産物の帰属)

第6条 ほ場で作られた稲は収穫後、30kgの玄米を会員にお渡しします。ただし、生産途中は、事務局の所有となりますのでご注意ください。

2 収穫した稻わら、お米を商業目的で転売することはできません。

(栽培区画)

第7条 共同管理作業 一口 約100m²とします。

(作業は参加会員の皆さんが協働で行いますので、区画には境界線は設けません。)

2 会員がイベントに出席できない場合は、事務局が責任を持って管理いたします。

(栽培方法)

第8条 原則的には、有機減農薬で栽培管理を行います。

2 ほ場で栽培する稲の苗・肥料等は、事務局で用意した物品に限らせていただきます。

(料金)

第9条 共同管理作業 一家族30,000円とします。（4人まで）

(事務局が行う維持管理費、傷害保険料、玄米30kgを含む。)

2 退会（第11条の強制退会を含む。）の場合、返金はお断りいたします。

（退会）

第10条 会員は、退会の手続きを行い、任意に退会することが出来ます。

（強制退会）

第11条 中傷・嫌がらせなどの他の利用者が嫌悪感、不快感を抱く行為、法令に違反する恐れるある行為、その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合、強制退会をさせていただく場合があります。

（事故防止）

第12条 鎌、草刈鎌などの危険器具を使う作業がありますので、一年間の傷害保険に加入させていただきます。保険の加入は、事務局で行います。

2 お子様連れの方は、作業体験時にお子様から目を離さないようお願いいたします。

（施設・道具）

第13条 駐車場は、当然無料です。

2 施設は、会員はもちろん、会員以外の方もご利用いただけます。ご利用にあたっては、破損・汚損などを与えないようお願いいたします。

3 作業に必要な、鎌、田植え用長靴等は事務局で、軍手、タオル、飲料等は、各自でご用意ください。

（個人情報）

第14条 クラブに関連する第三者への個人情報の提供は、会員の同意がある場合を除き行いません。なお、クラブに関連する団体・関連法人や業務の委託先に提示する場合、適切な保護と管理のもとに行います。

2 事務局は、会員・会員以外の個人情報が漏洩、紛失、毀損せず、または不正利用されないよう、個人情報について適切な処置を講じます。

3 事務局は、会員に対して会員情報に含まれる電子メールアドレス宛・住所宛にアンケートを実施することができるものとします。また、事務局が提供する商品またはサービスに関する広告等の情報を会員に対して配信することができるものとします。

4 事務局が、会員・会員以外から直接または間接に取得する個人情報に対して適用となります。

5 事務局は、イベント中の個人や団体が写った写真などをホームページ・広報・広告に載せることができるものとします。あらかじめ了承願います。

（お米の保証）

第15条 不順な天候や異常気象などにより、会員のほ場での収穫が30kgを下回った場合、その不足分は事務局で補います。

例) ほ場の収量が25kgなら、事務局で5kgを補充し、計30kgの玄米をお渡します。

（その他）

第16条 お客様の迷惑、苦情があった場合、イベント参加を取りやめもらう場合があります。手荷物は、各自で管理していただきます。盗難・紛失については、事務局では一切責任を負いかねます。

2 会員が利用できる冷蔵庫・ロッカーはございません。

3 会員が無断で施設、ほ場内に、看板・道具置き場、境界線、塀などの工作物を設置する事

はできません。

- 4 事務局以外の田んぼ、敷地にむやみに入らないようにしてください。
- 5 個人で出したゴミは全て持ち帰りといたします。

(規約の変更)

第 17 条 本規約は、会員へのサービス向上の為、予告なしに追加・変更される場合があります。

追加・変更が生じた場合、新しい規約を会員の方に文書でお知らせいたします。

■問い合わせ

那珂川町役場 産業振興課

TEL 0287-92-1113 FAX 0287-92-3081

E-mail:nourin@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

体験地域

小砂里山 農業体験 「棚田オーナークラブ」

事務局長 藤田 悅男

所在地 〒324-0611 栃木県那珂川町小砂803

TEL 0287-93-0853 E-mail:etuo-f@nactv.ne.jp